

氷室小学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

枚方市立氷室小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講ずる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。各学期末にアンケートを行い、その記録は共有したのち保管しておくこと。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。
いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わないこと。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、「『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめには多様な態様が存在する。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

《具体的ないじめの態様》

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ SNSによる、誹謗中傷や嫌なことをされる等

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要になる。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

【いじめ不登校委員会】

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主担者、生徒指導部担当の低・中・高学年から一名、(養護教諭、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員)

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

氷室小学校いじめ防止年間計画				
	1, 2年	3, 4年	5, 6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合いをする。	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合いをする。	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 学級・学年の目標作り いじめのない「仲間作り」について話し合いをする。	新旧担任引き継ぎ会 第1回 いじめ不登校委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ☆生指交流（毎月1回） ☆心の教室相談日（毎週金曜日午後）開室 人権全体会1回目 児童の様子を把握
5月	家庭訪問（家庭での様子の把握）	家庭訪問（家庭での様子の把握）	家庭訪問（家庭での様子の把握）	
6月	「いじめアンケート」学校生活での困っている悩みなどを実施	「いじめアンケート」学校生活での困っている悩みなどを実施	「いじめアンケート」学校生活での困っている悩みなどを実施	アンケート回収と集約 問題点を共有し、課題を話し合う いじめ防止職員研修
7月	教育相談	教育相談	教育相談	
8月				第2回委員会（進捗確認）
9月	2学期のクラス目標づくり（どんなクラスにしたいかな）	2学期のクラス目標づくり（どんなクラスにしたいかな）	2学期のクラス目標づくり（どんなクラスにしたいかな）	☆生指交流（毎月1回部会にて） ☆心の教室相談日（毎週金曜日午後）開室
10月				人権全体会2回目 児童の様子を把握（運動会前）
11月	アンケート「学校生活アンケート」実施	アンケート「学校生活アンケート」実施	アンケート「学校生活アンケート」実施	上半期のいじめ状況調査
12月	教育相談 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	教育相談 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	教育相談 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	アンケート回収と集約 問題点を共有し、課題を話し合う
1月	3学期のクラス目標づくり	3学期のクラス目標づくり	3学期のクラス目標づくり	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
2月	「いじめアンケート」学校生活での困っている悩みなどを実施	「いじめアンケート」学校生活での困っている悩みなどを実施	「いじめアンケート」学校生活での困っている悩みなどを実施	人権全体会3回目（来年度に向けて）
3月	教育相談	教育相談	教育相談	第4回委員会（年間の取組みの検証） 次年度学級編成についての交流会

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校委員会は、（各学期の終わりに、など）年3回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

児童は人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していくもの。

それには、児童が温かい人間関係の中で安心して生活していることが絶対条件であり、ひとたび児童の生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されると、そこは児童の居場所としての機能を失ってしまい、いじめを発生させる要因となり、児童が健やかに成長することへの弊害になりかねない。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示す。

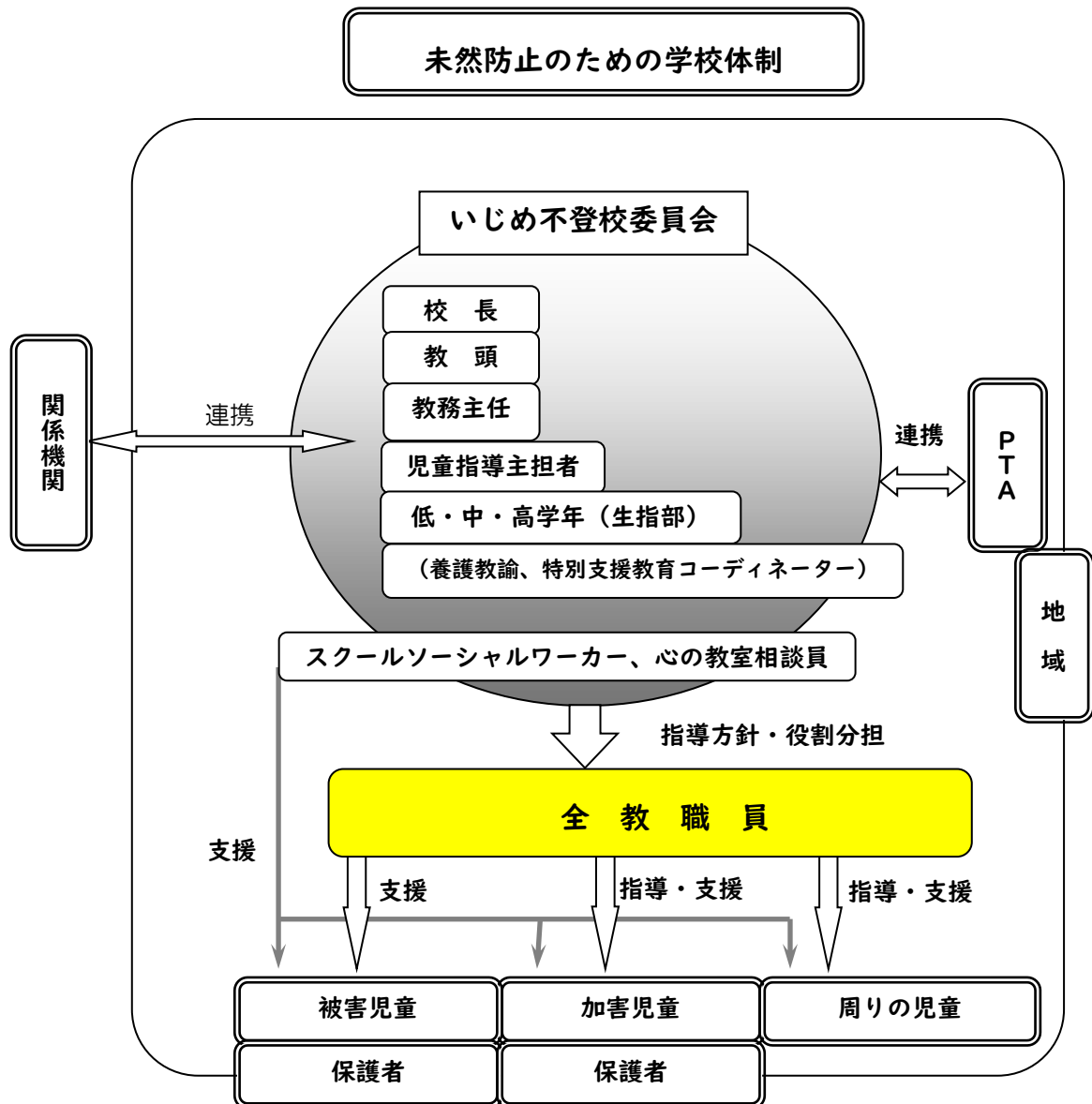
- 誰もが、いじめはどの児童にも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければならない。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければならない。
- 保護者は、保護する児童がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければならない。
- 児童は、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければならない。そして、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければならない。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければならない。

2 いじめの未然防止に向けた学校の役割

- 児童が安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努める。
- 児童が主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、児童を指導・支援していく。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努める。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応する。

校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの人権意識を高め、「SOSのキャッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめや体罰の未然防止に向けた研修や児童と家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組む。

(学校体制)



3 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめ防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、等の校内研修を実施する。

児童に対しては、いじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができるよう、支援する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていて児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていて場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする指導力や行動力が求められる。学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表す。教職員は、一人ひとりの児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することを心がける。

発見のポイント

【学校での一日】

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	◎遅刻・欠席が増える ◎表情が冴えず、うつむきがちになる	◎始業時刻ぎりぎりの登校が多い ◎出席確認の声が小さい
授業開始時	◎忘れ物が多くなる ◎用具、机、椅子等が散乱してる ◎一人だけ遅れて教室に入る	◎涙を流した気配が感じられる ◎周囲が何となくざわついている ◎席を替えられている
授 業 中	◎正しい答えを冷やかされる ◎発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ◎責任ある係の選出の際、冷やか し半分に名前が挙げられる ◎ひどいアダ名で呼ばれる	◎グループ分けて孤立することが多い ◎保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休 み 時 間	◎一人でいることが多い ◎わけもなく階段や廊下等を歩 いている ◎用もないのに職員室に来る ◎遊びの中で孤立しがちであ る ◎じゃれあいでは負けることが多 い	◎集中してボールを当てられる ◎遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	◎食べ物にいたずらをされる ◎グループで食べる時、席を離し て要る ◎その児童が配膳すると嫌がら れる	◎嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清 掃 時	◎目の前にゴミを捨てられる ◎椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放 課 後	◎衣服が汚れたり髪が乱れたり している ◎顔にすり傷や鼻血の跡がある ◎急いで一人で帰宅する	◎用事がないのに学校に残っている ※他の子の荷物を持って帰る

※ 毎月の職員会議後の生指交流で情報交換し、教職員間の情報共有を図る。また、各学級担任が情報をデータ化し、継続して見守っていく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法

- ・学期ごとにアンケート調査実施（6月・11月・2月）
- ・教職員の人権意識をチェック（5月）
- ・保護者への啓発（PTA役員との連携、予算決算総会、学校説明会等）

(2) いじめを許さない学級づくり《学級担任としての大切な心構え》

①信頼できる教師となる。

「口で言うこと」と「すること」の矛盾がないようにする。目に見える言行不一致に対して児童は敏感に反応し、教職員の人間性を鋭く評価する。相談されたら親身になって聞き、誠意をもって行動する。

②多面的な価値尺度をもち、児童の長所を伸ばす。

教職員が自分のよさを見てくれているというのは、児童にとって何より嬉しいものである。マイナス面は見ているがプラス面は見ていないと感じれば、児童の心は離れていく。否定よりも肯定、長所を伸ばすことによって欠点をカバーする方が、より大きく人間は成長できる。何よりも、教職員が一人ひとりの児童を理解しようとする姿勢が大切である。

③すべての児童に愛情を持って接する。

学級の児童一人ひとりを見つめ、向き合い、寄り添って、悩みを共に解決するために最善を尽くすことが教職員の仕事である。このような教職員の姿から、いじめてはいけないことを児童は感じとっていく。

その一方で、教職員が無神経な差別的言動や心を傷つける言葉を発するなど、人格を否定するようなことをすれば信頼は大きく崩れてしまう。すべての児童に愛情を持って接する姿勢を貫くことである。

④学級づくりの明確な指針を持ち、しっかり示す。

「どのような学級にしたいか」「何を大切な価値観とするか」などを明確にする。目標の意識づけと方向性が明確であれば、児童は創意工夫して、その実現に向かうことができる。これがはっきりしないまま、そのときの都合によって価値観や方向性が変わるようであれば、何を指針に行動していいのか児童はわからなくなり、集団としてのまとまりも弱くなる。

経験の少ない教職員に先輩の教職員が学級づくりの模範を示したり交流する場があってもよい。

⑤記録を残し、指導・支援に役立てる。

児童の長所や気になることがら、学級会などで話した内容などはその日のうちに簡単なメモをとって、一冊のノート等にまとめておくといよい。すると、褒めたり叱ったりした児童が偏っていたり、全然名前が出てこない児童などの存在に気づくことがあり、事後の指導に役立つ。

⑥担任が許さないことを語る。

学級づくりを進める中で、学級担任は、児童が誤った道を歩もうとするときのブレーキとなることも重要である。そのためにも、日ごろから、学級担任が「教職員として、人として許せないこと」を児童へ繰り返し語り続けていくことである。このことが、児童が物事を判断する際の重要な手がかりとなっていく。いかに楽しい雰囲気のある学級であっても、規範意識が弱く、けじめのない学級は、児童の思いが空回りして、集団としての高まりを期待することが難しい状況に陥りやすい。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの

防止等の対策のための組織(いじめ不登校委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職がすみやかに教育委員会事務局に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ不登校委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(いじめ対応プログラム(大阪府教育委員会) 16～19頁、36、37頁)

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、学級担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や児童会祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

(いじめ対応プログラム(大阪府教育委員会) 16～19頁、36、37)

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(2) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間、国語等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒担任⇒学年の先生⇒生徒指導部担当⇒管理職
- ※緊急の場合もあるため、上記の限りではない。
- ② 校長⇒・教育委員会事務局児童生徒課
- ※緊急時には、臨機応変に対応する。
※教育委員会事務局への一報後、改めて文書で報告する。
※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(2) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ不登校委員会の招集
- ② 教育委員会事務局児童生徒課への報告と連携
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携